

# 市営住宅だより

冬号(平成19年2月26日発行)新潟市

新潟市都市整備局開発建築部住宅課  
TEL : 228 - 1000 (内線33035)  
MAIL : jutaku@city.niigata.lg.jp

みなさまのご意見・ご感想  
をお待ちしております。

## 4月から市営住宅と駐車場の維持管理が代わります！！

### ～市営住宅サービスセンターについて～

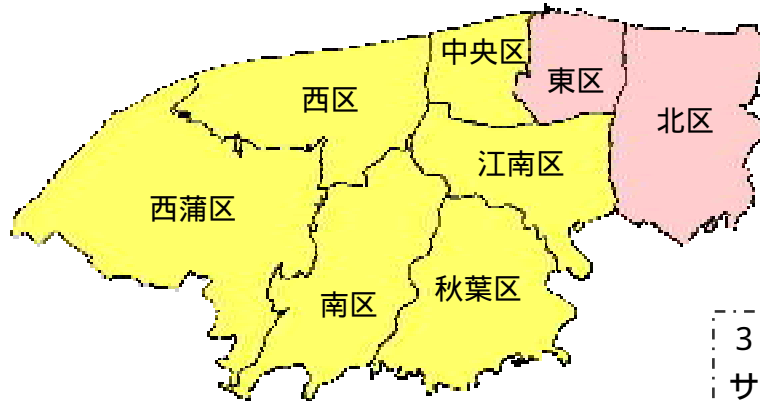
住宅課と開発公社で行ってきた市営住宅・駐車場の維持管理業務は、平成19年4月1日から「市営住宅サービスセンター」に引き継がれます。市営住宅サービスセンターは、休日・夜間にも連絡が取れる体制にあり、より良いサービスの提供に努めていきます。

お住まいの地区によって担当する市営住宅サービスセンターが異なりますので右図で確認してください。

なお、各区役所においても各種申請の受け付けを行います。

### 市営住宅サービスセンターはこちら

北・東区は  
市営住宅万代サービスセンター  
中央区万代4-1-8 文光堂ビル2F



中央・江南・秋葉・西蒲・西・南区は  
市営住宅白山サービスセンター  
中央区白山浦1-614 白山ビル1F

3月下旬に市営住宅サービスセンターの連絡先が記載されたステッカーを全戸に配布します。

## 駐車場の更新手続きは お済みでしょうか!?

市営住宅駐車場を利用されている方で、まだ更新手続きがお済みでない方は、駐車場利用更新手続きをしてください。

なお、手続きをされませんと駐車場の利用ができなくなります。また、車を買換えた場合は、管理人から駐車場使用変更届出書をもらい、必要書類を添付のうえ住宅課へ提出してください。

市営住宅駐車場の利用は、市営住宅に入居されている方に限ります。来客用にお貸しすることはできませんが、介護などのために駐車場が必要な場合は、住宅課までご相談ください。



### ～住宅の巡回点検について～

#### 管理人の仕事

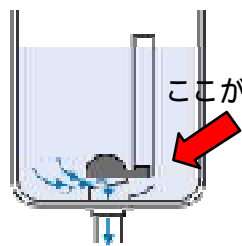
月1回共用部(照明器具・廊下・駐輪場等)を点検し、市営住宅サービスセンターに報告します。

#### 市営住宅サービスセンターの仕事

事前に管理人から点検報告のあった場所や、付帯施設(照明器具・給水ポンプ・エレベーター等)を月1回点検いたします。

共同生活のルールを守り、住みよい住宅環境を維持できるよう、皆様のご協力をお願いいたします。

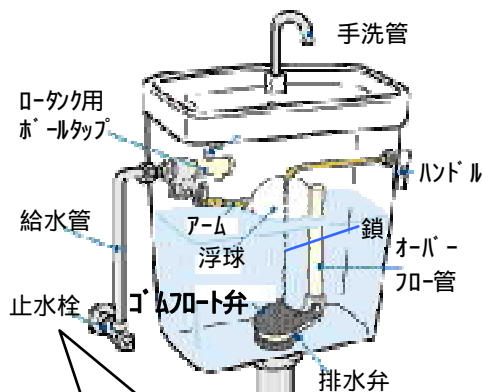
## 日常メンテナンス ～トイレのロータンク～



トイレを流した後、水の止まりが悪いときは、図のロータンクゴムフロート弁の老朽化が原因の場合があります。タンクの中を見て、部品が傷んでいるようなら早めに取り替えましょう。

また、付属の鎖が原因で水が流せなくなったり、流れ続けて止まらなくなることもあります。業者に取り替えを頼むと有料となります。少しの手間でできるので、「変だな」と思ったらチャレンジしてみてください。

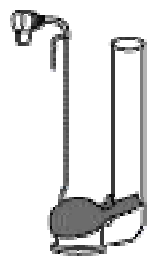
### ロータンク詳細図



作業する際は閉めてください

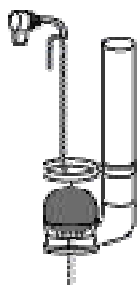
ゴムフロートには、2つのタイプがあります。

T型  
(TOTOタイプ)



T型の部品は、32mm 38mm用、密結型専用の51mmの2種類があります。

I型  
(INAXタイプ)



I型の部品は、平付・スミ付用、密結型専用の2種類があります。

なお、便器のメーカーによってゴムフロート弁の部品が若干異なりますので、製造メーカーを確認のうえ、ホームセンター等で部品を購入してください。

わからないことは住宅課(4月からは市営住宅サービスセンター)へ

## もしもの時のために...

緊急事態が発生した時「今、ここで」助けの手を差し伸べられるのは近隣の人どうし。通報や救命など、地域でのお互いの協力が欠かせません。市営住宅には団地や自治会、隣近所など様々なコミュニティがあります。もしもの時のために日頃からよいコミュニティを保ちましょう。

また、最近、騒音など入居者同士のトラブルや苦情について相談や質問を多く受けます。共同生活のため、各自日々の生活に気を遣い、困った問題はお互い話し合い、気持ち良く暮らせるようにしましょう。

## 家賃は毎月払いましょう

家賃を1ヶ月でも滞納すると、「督促状」がご本人に届きます。その後も滞納が続きますとご本人だけでなく連帯保証人に対しても催促を行いますので、周囲の人に多大な迷惑をかけることとなります。失業などの事情で家賃の支払いが遅れてしまいそうな場合は“そのうちお金ができたら払おう”ではなく、まず住宅課(4月からは市営住宅サービスセンター)にご相談ください。連絡がないまま滞納が続くと納付の意思が無いと見なされ、裁判となり住宅を明け渡していただくこととなります。自分自身やご家族の生活を守るためにも、家賃は毎月しっかり払いましょう。